

2013年8月29日
全3頁

<入門 欧州経済> 第9回

財政統合に向けた動き ～その1～

経済調査部 研究員
矢澤 朋子

欧州危機により、EU¹の経済・金融統治が十分でないということが明らかになりました。EUは、今後このような金融危機が再発することのないよう、どうすべきかを模索しています。その解決策として「財政統合」という提案が出ています。これは、EU加盟国が財政政策の主権を（一部）放棄し、EUに移譲するという事です。ユーロ圏各国は既に金融政策をECBに一任していますが、それだけでは経済・金融の統治には不十分であるため、財政政策も部分的に一元化することでユーロ圏にとって最適な政策を実施しようという意図があります。

「財政統合」への一歩として、EUは財政に関する規律を強化する様々な対策を行っています。具体的には、ヨーロッパ・セメスター、シックス・パック、ツー・パックの導入、「安定、協調及び統治に関する条約（TSCG）」の発効などです。EUでは、単一通貨ユーロを導入する以前から、加盟国の財政規律を義務付ける安定成長協定（The Stability and Growth Pact; SGP）という枠組みが構築されていました。しかし、このSGPが十分機能しなかったことが欧州で財政危機が発生した理由の一つとなったため、強化策を講じています。

安定成長協定（SGP）とは

SGPは1997年の欧州理事会で合意されており、ユーロの価値を安定させることを目的としています。具体的には、①毎年の財政赤字を名目GDP比3%以内、②公的債務残高を同60%以内、に収めるという条件がEU加盟国すべてに課されており、これはユーロ導入の条件（収斂基準）²でもあります。ユーロ圏各国がこの条件を満たせなかった場合、制裁が科されることになっています。ただし、SGPには、「実質GDP成長率が▲2%を下回る不景気に陥った場合は制裁が科せられない」という「例外規定」があります。

1) EU全体が対象となっているが、実際には単一通貨ユーロを導入しているユーロ圏が主な対象となる。EU加盟国は将来的にユーロを導入するという前提があるので、すべてのEU加盟国に対して規制を強化するが、罰則規定などの厳格化は適用されない。

2) 第2回「EUとユーロ圏」2013年7月4日参照。

ドイツとフランスの財政赤字が名目GDP比3%を超過する中、2005年3月にSGPの改正が行われました。主な改正内容は財政赤字を算出する際、欧州統合に伴うコスト、年金制度改革コスト、経済改革（研究開発や雇用促進など）コストを除外するというものです。「柔軟化」という名目の下での改正でしたが、厳格に守られるべきSGPの効力が弱められたという側面もあります。

欧州危機後のSGP強化策

これからご紹介するSGPの強化対策は、2009年10月にギリシャの財政赤字過少報告が発覚した後、欧州全体を巻き込んだ欧州危機に発展してしまったという教訓に基づいたもので、「財政に対する相互監視機能の強化」に主眼を置いています。具体的には、加盟国の財政や予算の透明化、SGP規定を逸脱した際の罰則強化、SGP順守の国内法化などになります。

ヨーロッパ・セメスター

2011年1月からヨーロッパ・セメスター（European Semester）が導入されました。その内容は、欧州委員会がEU加盟国の経済・構造改革プログラムを詳細に分析し、そこから12～18か月間の経済政策の提案を行うというものです。加盟国の財政政策がEUの要求する水準を満たしていない、もしくは計画通りに実施できていない場合は、制裁などが科されます。2010年初旬にEU全体で加盟各国の経済を監視し、強調するための枠組みを作ることが検討され、短期間で実現に至りました。

シックス・パック

2011年12月13日、通称「シックス・パック（Six-Pack）」と呼ばれる5つの規制と1つの指令が導入されました。シックス・パックによって、財政赤字名目GDP比3%基準や公的債務残高同60%基準のみでなく、新たに制定されたマクロ経済不均衡手続き（Macroeconomic Imbalance Procedure; MIP）に則り、マクロ経済に対しても監視が行われるようになりました。そして、「財政基準や債務基準から逸脱している」という基準を数値で明示し、是正措置の適用を厳格化しています。

安定、協調及び統治に関する条約（TSCG）

英国とチェコを除くEU加盟25か国（当時）の首脳は、2012年3月2日、安定、協調及び統治に関する条約（The Treaty on Stability, Coordination and Governance; TSCG）に署名しました。これは（EUの法律ではなく）政府間の合意であり、「少なくともユーロ圏の12か国による批准」という条件を満たしたため、2013年1月1日の発効に至りました。TSCGの主な内容とは、財政協定

(Fiscal Compact) と呼ばれる部分で、「構造的な財政赤字を名目 GDP 比 0.5% 以内に収めなければならない」という均衡予算規定を、2013 年末までに国内で法律化、望ましくは憲法レベルで定めるというものです。例外事項もありますが、ユーロ圏加盟国がこれを達成できなかった場合は、その国の GDP の 0.1% を上限とした罰金を E S M に支払わなければなりません。また、この均衡予算規定から逸脱した場合は、自動是正措置が発動されます。S G P に規定された各国の中期予算目標も逸脱してはならないことになっています。

財政協定以外では、ユーロ圏首脳会議を年に最低 2 回開催することなどが合意されました。

ツー・パック

シックス・パックの導入によって強化された S G P を更に強固にするため、ユーロ圏各国にツー・パック (Two-Pack) と呼ばれる 2 つの規制が導入されました。2011 年 11 月に欧州委員会から提案され、2013 年 5 月 30 日に発効となりました。

単一通貨ユーロにより、ユーロ圏内における経済及び金融の波及効果が非常に大きくなっています。この波及効果はユーロ圏全体に繁栄をもたらした一方で、リスクもユーロ圏全体で分かち合うという構図をもたらしました。このリスクを小さくするため、シックス・パックの導入により財政・予算に対する監視を強めました。更に、ツー・パックの導入によって、各国の財政・予算決定をユーロ圏共通の懸念事項と捉え、それをお互いに監視・調整していく体制の強化を図りました。

ツー・パックは、ユーロ圏各国に共通の予算ルールと提出期限を課しています。ユーロ圏各国が中期的な財政政策や構造改革案を発表、そして、それに基づいた翌年の予算案を公表します。欧州委員会は提出された予算案を精査し、必要があれば、予算案の修正・再提出を求めることができます。

ユーロ圏各国に課せられた共通の予算ルールと提出期限

| 提出期限 | やるべきこと |
|--------|---|
| 4月30日 | 中期財政計画 (Stability Programmes) 及び今後12か月の成長と雇用に関する優先政策 (National Reform Programmes) を発表 |
| 10月15日 | 翌年の予算概要を発表 |
| 12月31日 | 翌年の予算を承認 |

(出所) E U 資料より大和総研作成

このように E U は、S G P の強化を通じて、加盟国の財政及び経済の相互監視機能を強化してきました。しかし、その過程では加盟国間の足並みの乱れも表面化しました。例えば、T S C G は英国とチェコが合意を拒否したために E U 法の成立には至らず、政府間の合意に留まってしまいました。

E U は加盟国の財政及び経済の相互監視機能の強化だけでなく、E M U の深化という側面からも「財政統合」への道筋をつけようとしています。今回は、その E M U 深化への第一歩となる「銀行同盟」について御説明します。

(以上)